

山形県立保健医療大学大学院 履修証明プログラム「地元ナース特論」 －新しい時代の地元ナース事業へ－

1. 再編の概要

小規模病院等看護職のリカレント教育(学び直し)である地元ナース事業は、文部科学省の2014年度課題解決型高度医療人材養成プログラム「山形発・地元ナース養成プログラム」の一環として2015年度から開始されました。2025年度からは、今日の動向に合わせた大幅な再編を行います。再編の骨子は以下の通りです。

令和6年度まで	令和7年度以降
履修証明プログラム・小規模病院等看護プラスアッププログラム	「小規模病院等看護プラスアッププログラム」「フォローアップ研修」「看護 up to date」「相互交流事業」を統合拡充し、履修証明プログラム「地元ナース特論」へ
フォローアップ研修(上記のアドバンス教育)	
看護 up to date(診療所看護職対象)	
相互交流事業(小規模病院等看護職と大学教員の相互理解)	
協力病院連携会議・地元ナース懇談会	協力病院連携会議・地元ナース懇談会は継続する
Jナースカフェ	Jナースカフェは、県内外交流へ(詳細は今後検討)

2. 「地元ナース特論」へ再編の理由

- 1) 新たな看護職の生涯学習支援の方針が提示された:2023年10月26日に「看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が告示されました。1992年に制定された「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき同年制定された基本指針が、約30年ぶりに初めて改定されたものです。
- 2) 履修証明プログラムの制度改正がなされた:2022年に文部科学省が履修証明制度の改正を行いました。当該大学院が大学院教育に相当する水準を有すると認める場合、当該履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とする、という改正です。

3. 「地元ナース特論」の内容と位置づけ

- 1) 内容:今までの地元ナース事業について、今日的な看護職の生涯学習支援の観点から見直し、統合拡充します。
- 2) 位置づけ:今まででは、60時間以上の履修者に履修証明書を交付、そのことを履歴書の学歴欄に書くことができる、というものでした。今度の「地元ナース特論」を60時間以上履修した場合には、履修証明書を交付、そのことを履歴書の学歴欄に書くことがで

きる点は今までとまったく同じです。追加される点は、①「地元ナース特論」を本学大学院博士前期課程(いわゆる修士課程)の科目として位置付ける、②「地元ナース特論」を科目等履修生として 60 時間以上履修したら、本学大学院博士前期課程の単位(2 単位)として認める、という点です。

「地元ナース特論」が大学院の単位として認められるとはどのようなことか

・「地元ナース特論」の履修にあたり、大学院受験は必要ありません。身分も大学院生ではありません。

・60 時間以上履修で大学院の 2 単位を持つことで、もし、大学院を受験して入学した場合、その 2 単位を「既に修得済み」として扱えます。大学院を修了するために 31 単位が必要ですが、そのうちの 2 単位を先取りできることになります。

・他方、今まで同様に、県内の看護職の生涯学習支援の観点から部分的な受講(単元履修と呼んでいた部分)も認めます。ただし、部分的な受講は大学院の単位にはなりません。

4. 「地元ナース特論」の対象者

「小規模病院・診療所、高齢者・障がい者施設、訪問看護ステーション・在宅ケア関連機関に勤務している方」。今後は、それに加えて「地元医療福祉の推進に関心のある方」も含めます。それにより、中規模病院等の地域包括ケア病棟に勤めている方、離職中の方、その他(看護専門学校教員や看護協会関係者等)も履修が可能となります。

5. 「地元ナース特論」を履修するための資格・学歴要件

- ・ 看護職としての資格要件は、「看護師の免許を持っている者」です。
- ・ 学歴要件は、以下の通りです。

1) 大学を卒業した者

2) 本学大学院において、個別の出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

- ① 看護系短期大学卒業者
- ② 専修学校専門課程修了者←専修学校である看護学校卒業者
- ③ その他

例)

各種学校である看護学校(3 年課程・2 年課程)卒業者

高校専攻科卒業者/5 年一貫校卒業者

※ ③に該当する場合は、4 月中に本学に必ずご相談ください。

※ 資格要件に当てはまらない場合

「地元ナース特論」を大学院の履修証明プログラムとして設定し、履修により単位を認める関係上、「准看護師」は、履修要件に当てはまりません。しかし、准看護師も部分的な受講はできます。

6. 受講料

- 1) 60 時間以上履修希望者は、本学大学院の科目等履修生の制度に則っていただきます。
費用は計 67,600 円です。

内訳：入学考查料 9,800 円、入学料・県内者 28,200 円、授業料 1 単位
14,800 円×2 単位分。

- 2) 部分的な受講の場合の費用は、本学でさまざま検討した結果、当面の間、無料で行うこととしました。

7. 「地元ナース特論」の内容

- 1) 共通科目 45 時間(30 回)と選択科目 15 時間以上(10 回以上)の計 60 時間(40 回)で構成します。

区分	授業項目	時間
共通	今日の看護・看護教育/地域包括ケア時代の看護	45 時間 (30 回)
	看護実践と専門的アセスメント	
	看護実践と研究	
選択	エビデンスに基づく看護ケア	15 時間以上 (10 回以上) を選択
	ケア創造に向けた発想・連携	
	次世代育成プログラムの設計	
	看護実践の哲学	
	看護研究力の醸成	

- 2) 共通科目は、主に今までの小規模病院等看護プラットフォームアッププログラムの内容について、再編・拡充しています。
- 3) 選択科目は、今までのフォローアップ研修、看護 up to date、相互交流事業を再編・拡充し、さらに、今日の看護職にとって必要な新たな内容を加えています。
- 4) 「大学院の単位として認められる内容となる」ということで「難しくなる…」と思う方もいらっしゃるかもしれません。しかし、そこは心配しないでください。今までも、十分に高度な内容で行ってきました。それをさらに洗練したもの、とご理解ください。

8. 「地元ナース特論」の履修期間：原則として当該年度です。

9. 令和 7 年度スケジュール

1) 60 時間以上履修希望者

① 大卒者以外は、出願資格審査が必要です。

出願資格審査の書類は、5月19日(月)～5月30日(金)必着

出願資格審査申請書(本学所定)、490円分の郵便切手

成績証明書(出身学校長作成・厳封)

出願資格審査の結果は、6月9日(月)までに通知します。

② 出願

大卒者及び出願資格を認定された方は、出願をしてください。

受付期間 6月10日(火)～6月20日(金)必着

出願書類等 科目等履修生入学書類、履歴書

成績証明書(出願資格審査で提出している場合、不要)

入学考查料 9,800円

③ 選考方法 書類審査及び面接 6月23日(月)～6月30日(月)

2) 部分的な受講希望者

6月中に手続きしていただく予定です。書類は現在、準備中です。

3) 経過措置

2024年度に60時間履修を目指していくながら、種々の事情で時間数が不足した方へは経過措置を考えています。その内容については、個別に当事者にお伝えします。

10. おわりに

今日の看護職の生涯学習支援において、大学院の単位として認められる学びは重要です。また、「地元ナース特論」は、看護職の社会的な地位向上に寄与できると考えています。

一方、新しい取り組みですので、ご質問・ご意見等、様々あろうかと存じます。ご質問・ご意見等は、下記へご連絡ください。

山形県立保健医療大学

大学院看護学分野および看護実践研究センター

<窓口>

「地元ナース特論」学内連絡教員 佐藤志保

E-mail ns-cent@yachts.ac.jp

<備考>

履修証明書の交付を受けた場合の履歴書の学歴欄の書き方(例)

R6 年度までの全科目(60 時間以上)受講者(R7 年の経過措置者を含む)

○○年 2 月

山形県立保健医療大学履修証明プログラム「小規模病院等看護ブラッショアッププログ
ラム」修了

R7 年度以降の 60 時間以上の履修者

○○年 3 月

山形県立保健医療大学大学院履修証明プログラム「地元ナース特論」修了